

理容所確認票

		項 目	結 果
審査基準	施設	1 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。（省令第26条第1号）	
		2 作業室と居室の間は、障壁を設けること。（条例第6条第1号）	
		3 作業室の床面積は、9平方メートル以上とすること。（条例第6条第2号）	
		4 作業室に置くことができる理容用の椅子の数は、作業室の床面積が9平方メートル以下の場合にあっては2台まで、9平方メートルを超える場合にあっては2台にその超える部分の床面積3平方メートルごとに1台を加えた台数までとする。（条例第6条第3号）	
		5 待合所の床面積は、おおむね1.5平方メートル以上とし、理容用の椅子の数に応じ適当な広さを有すること。（条例第6条第4号）	
		6 作業室の天井は、じんあいの落ちない構造とすること。（条例第6条第5号）	
	照明・換気	1 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。（省令第27条第1号）	
		2 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。（省令第27条第2号）	
	設備	1 消毒設備を設けること。（法第12条第2号）	
		2 洗場は、流水装置とすること。（省令第26条第2号）	
		3 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。（省令第26条第3号）	
		4 作業室には、救急薬品等を常備すること。（条例第6条第6号）	
確認事項	資格	1 理容を業とするものは、理容師免許を有すること。（法第6条）	
		2 理容師である従業者の数が常時2人以上いる場合は、管理理容師を置くこと。（法第11条の4第1項）	